

千葉市長 熊谷俊人様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 稲 垣 総 一 郎

個人情報の保護に関する重要事項について（答申）

平成 2 5 年 7 月 4 日付け 2 5 千総危第 2 1 6 号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

（仮称）避難行動要支援者名簿に関する条例について

2 諮問に対する意見

千葉市個人情報保護条例（平成 1 7 年千葉市条例第 5 号）の趣旨に照らし、慎重に審議した結果、（仮称）避難行動要支援者名簿に関する条例（以下「条例」という。）は、適正なものであると認められる。

なお、提供する個人情報の項目については、条例の目的を達成するために必要最小限度とするよう配慮されたい。また、名簿の提供に当たっては、要支援者に対し、条例の趣旨を十分に周知した上で意思確認を行うとともに、名簿の管理や避難行動の支援のための適切な体制整備を自主防災組織等に求めるなど、個人情報の保護に努められたい。